

公益財団法人札幌国際プラザ役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人札幌国際プラザ（以下「この法人」という。）定款第27条ただし書きの規定に基づく常勤理事の報酬等並びに理事、監事及び評議員の費用に 関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第11条に基づき選任された者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費（宿泊費及び日当を含む。）、手数料等の経費をいう。

(区分)

第3条 この法人は、常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項に定める報酬のほか、月額で通勤手当を支給することができる。

(事業年度の報酬総額)

第4条 前条第1項に規定する報酬は、事業年度ごとに1名につき年間10,000,000円を上限とする。

(報酬の算定方法)

第5条 第3条第1項に規定する報酬は、前条に規定する総額の範囲内において、月額をもって支給するものとし、理事会の承認を得て決定する。

- 2 新たに常勤理事に就任した者には、日割計算により、その日から月額報酬を支給する。
- 3 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、日割計算により、その日までの月額報酬を支給する。
- 4 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 5 月額報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(通勤手当の算定方法)

第6条 通勤手当の月額は、公益財団法人札幌国際プラザ職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第3条の規定に準ずる。

(報酬等の支給日)

第7条 報酬等の支給日は、職員給与規程第12条の規定に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等の支給方法は、職員給与規程第15条及び第16条の規定に準ずる。

(派遣職員に係る特例)

第9条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、常勤理事が「札幌市職員の公益財団法人札幌国際プラザに関する協定書」に基づき札幌市からこの法人に派遣を命ぜられた札幌市職員である場合における当該常勤理事（以下「派遣職員である常勤理事」という。）の報酬等は、札幌市職員給与条例の規定を適用して次号について、この法人が給料及び手当として支払うものとする。

- (1) 管理職手当
- (2) 通勤手当
- (3) 勤勉手当
- (4) 管理職員特別勤務手当
- (5) その他調整額（前号に規定する給料、地域手当及び期末手当のうちこの法人が支給する額）

2 第1項の規定にかかわらず、第1項に規定する報酬等と同一の趣旨及び目的で札幌市が派遣職員である常勤理事に対して直接支給する次号について、この法人は支給しないものとする。

- (1) 給料（札幌市が支給する額）
- (2) 地域手当（札幌市が支給する額）
- (3) 扶養手当
- (4) 住居手当
- (5) 期末手当（札幌市が支給する額）
- (6) 寒冷地手当

3 第7条の規定にかかわらず、派遣職員である常勤理事の報酬等の支給日は、札幌市職員給与条例の規定に準ずる。

(費用)

第10条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人札幌国際プラザの設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。